

令和元年 8 月 29 日

職員各位

株式会社 つくも苑

代表取締役 西浦

## 介護職員等特定処遇改善加算「特定加算」について

現行 介護職員処遇改善加算→ [目的] 介護職員全般の処遇改善

訪問介護 加算Ⅰ 13.7%

地域密着型通所介護 加算Ⅰ 5.9%

**新設** 介護職員等特定処遇改善加算→ [目的] 技能・経験を持ったリーダー級の職員  
の処遇改善

各介護事業所等の判断で「それ以外の職員」の処遇改善にも柔軟に充てることが可能

グループを3つに分ける。

①介護職員（介護福祉士を有し、勤続10年以上）

②その他の介護職員

③その他の職種（事務員等）

①は②の2倍以上 ②は③の2倍以上

訪問介護 加算Ⅰ 6.3% 特定事業所加算Ⅱ

地域密着型通所介護 加算Ⅱ 1.0% サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）

加算算定対象月—令和元年10月～3月

支給時期・方法—賞与時に一時金として支給予定。

メリット

- 1 加算が受け取れること
- 2 対外的にしっかりしている事業所であることを、伝えることできる
- 3 事業の運営体制について見直すことができる（10年級の職員について）

以上の事を踏まえて、今回の加算に機をあらためて事業体制を見直し、サービスの質の向上につなげていくことが、本加算の趣旨であると考えております。